

資料 1

大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決要旨

(2014年5月21日 福井地裁:樋口英明裁判長)

主文

1 被告は、別紙原告目録1記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名)に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。(中略)

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

(1) 原子力発電所に求められるべき安全性

1、2に摘示したところによれば、原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。(中略)

5 冷却機能の維持について

(1) 1260ガルを超える地震について

原子力発電所は地震による緊急停止後の冷却機能について外部からの交流電流によって水を循環させるという基本的なシステムをとっている。1260ガルを超える地震によってこのシステムは崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。

しかるに、我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。したがって、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。むしろ、①我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり、1260ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があるとする内陸地殻内地震であること、③この地震が起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において有意的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないことからすると、1260ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。(以下、略)

資料 2

熊本県営路木ダムの建設「違法」、地裁判決 日本経済新聞ニュース

熊本県営路木ダム(同県天草市)の建設に反対する地元住民が、蒲島郁夫知事に事業費約 20 億円の返還と事業費支出の差し止めを求めた訴訟の判決で、熊本地裁は 28 日、ダム建設計画を「違法」と判断した。事業費返還の訴えは退けたが、判決確定までに支出義務が生じたものを除く公金の支出差し止めを命じた。

判決で片山昭人裁判長は「過去に下流域で家屋の浸水被害はなく、洪水調整施設として建設する必要はない。社会通念に照らして妥当性を欠き、知事の裁量権を逸脱した」と指摘し、過去の被害を考慮せずに作成した計画は河川法に違反するとした。

一方で「知事に故意、過失があったとはいえず、これまで支出した分の返還請求は理由がない」とした。

原告側の市川守弘弁護士は「ダム建設の必要性を正面から否定した司法判断は初めて。全国各地の同種訴訟への影響は大きいはず」と評価した。

判決によると、県は治水と水道用水の確保を目的に建設を計画。住民側は「過去に浸水被害はなく、水道需要も過大でダムは不要だ」と主張していた。県側は「1982 年の豪雨で川が氾濫した。水道の需要予測も適正」と反論していた。判決は利水計画については適法とした。

ダムは昨年完成し、4月から供用開始される予定。

原告団の植村振作代表(77)は「非常に意義が大きい判決だ」と話した。蒲島知事は「判決内容を検討し、今後の対応を決めたい」とのコメントを出した。

■判決本文

<http://www.amakusa-rogi.net/app/download/7177618789/%E5%88%A4%E6%B1%BA%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf?t=1420101567>

■路木ダム(熊本県営)の概要

| | | | |
|------|-----------------------|---------|--------------------------|
| ダム型式 | 重力式コンクリートダム | 総貯水容量 | 2,290,000 m ³ |
| 堤高 | 53 m | 有効貯水容量 | 2,080,000 m ³ |
| 堤頂長 | 173 m | 利用目的 | 洪水調節・河川維持用水・上水道 |
| 堤体積 | 87,000 m ³ | 着工年/竣工年 | 2010 年/2014 年 |

資料 3

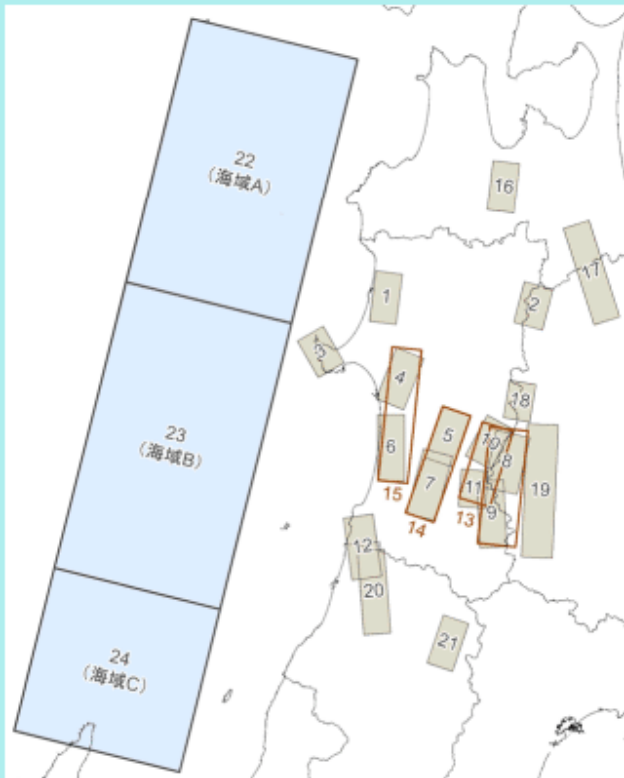
秋田県の巨大地震想定

2. 想定地震の設定について

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定しました。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定しました。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される 27 パターンの地震は、次のとおりです。

想定地震の震源域



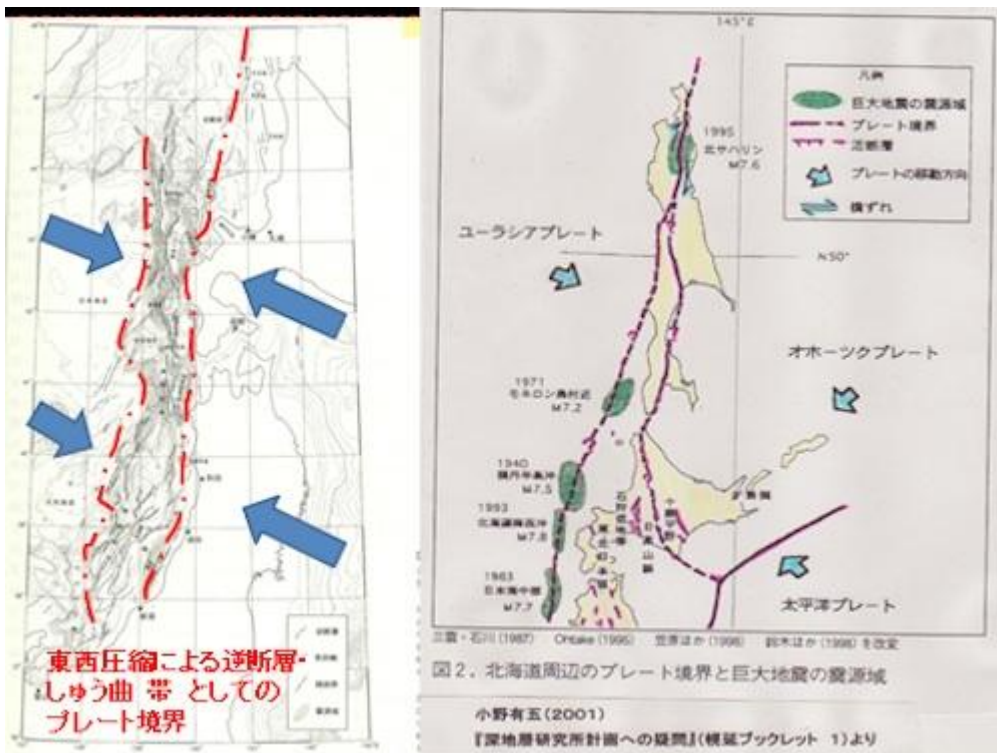
想定地震一覧表

| No. | 想定地震 | M | 設定根拠 |
|-----|------------------------------|-----|-------|
| 1 | 能代断層帯 | 7.1 | 国 |
| 2 | 花輪東断層帯 | 7.0 | 国 |
| 3 | 男鹿地震 | 7.0 | 過去に発生 |
| 4 | 天長地震 | 7.2 | 過去に発生 |
| 5 | 秋田仙北地震震源北方 | 7.2 | 県独自 |
| 6 | 北由利断層 | 7.3 | 国 |
| 7 | 秋田仙北地震 | 7.3 | 過去に発生 |
| 8 | 横手盆地東縁断層帯北部 | 7.2 | 国 |
| 9 | 横手盆地東縁断層帯南部 | 7.3 | 国 |
| 10 | 真昼山地東縁断層帯北部 | 7.0 | 国 |
| 11 | 真昼山地東縁断層帯南部 | 6.9 | 国 |
| 12 | 象潟地震 | 7.3 | 過去に発生 |
| 13 | 横手盆地 真昼山地連動 | 8.1 | 県独自 |
| 14 | 秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震運動 | 7.7 | 県独自 |
| 15 | 天長地震 北由利断層連動 | 7.8 | 県独自 |
| 16 | 津軽山地西縁断層帯南部 | 7.1 | 国 |
| 17 | 折爪断層 | 7.6 | 国 |
| 18 | 雫石盆地西縁断層帯 | 6.9 | 国 |
| 19 | 北上低地西縁断層帯 | 7.8 | 国 |
| 20 | 庄内平野東縁断層帯 | 7.5 | 国 |
| 21 | 新庄盆地断層帯 | 7.1 | 国 |
| 22 | 海城A(日本海中部を参考) | 7.9 | 過去に発生 |
| 23 | 海城B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考) | 7.9 | 県独自 |
| 24 | 海城C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考) | 7.5 | 過去に発生 |
| 25 | 海城A+B連動 | 8.5 | 県独自 |
| 26 | 海城B+C連動 | 8.3 | 県独自 |
| 27 | 海城A+B+C連動 | 8.7 | 県独自 |

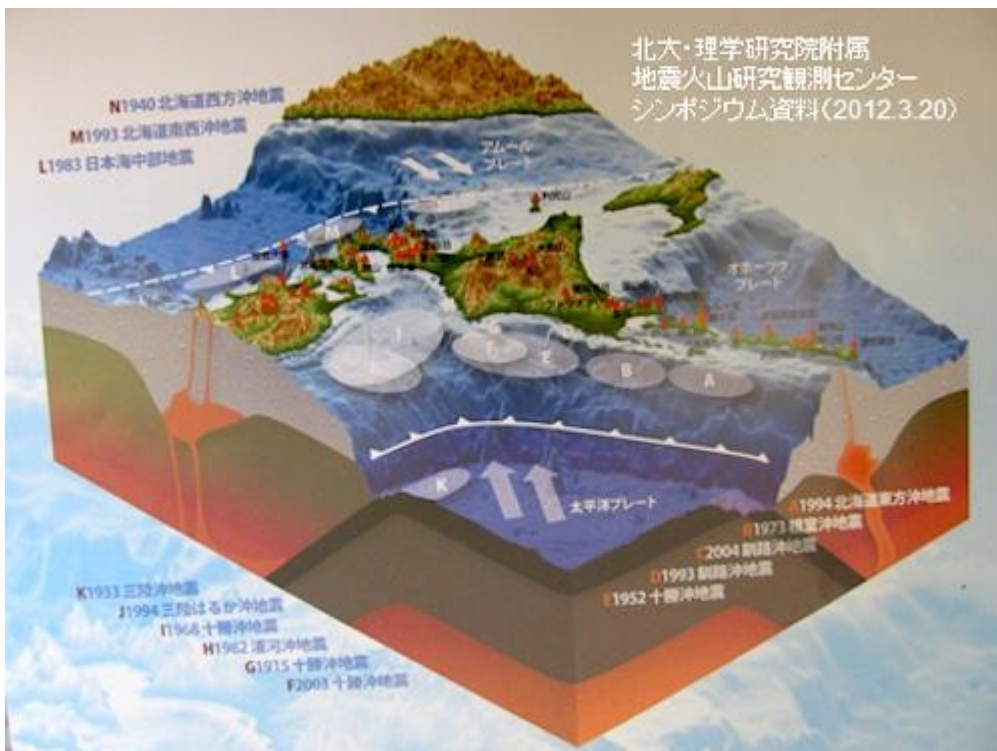
連動地震

資料 4

北海道南西部、日本海のプレート、活断層



北海道周辺のひずみと巨大地震



資料 5

大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)

1. 1 本指針の趣旨

本指針は、レベル2地震動を想定して、大規模地震に対するダムの耐震性能を照査するための標準的な考え方を示したものである。

【解説】

世界有数の地震国であるわが国は、過去幾度となく大規模地震により多大な被害を被ってきた。特に 1995 年 1 月の兵庫県南部地震（阪神淡路大震災） を契機として大規模地震時における土木構造物の安全性の確保に対する社会的要請は従来にも増して高まっており、将来発生しうる大規模地震に対する各種構造物の安全性の評価に関する調査研究がダム分野を含む各方面で精力的に行われている。

このような調査研究の中で、例えば、土木学会からは土木構造物の耐震基準に関する3次にわたる提言（1995年、1996年、2000年）が示され、構造物の耐震性能は現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定して照査することとしている。

現在わが国におけるダムの耐震設計は、『河川管理施設等構造令』（以下、「構造令」という。）に基づき、ダムの自重に地域ごとに経験的に定められた一定の設計震度を乗じて算定される慣性力等を水平地震力として考慮する方法（以下、「震度法」という。）により行われている。この震度法で設計されたわが国のダムは、兵庫県南部地震後の評価において、同地震時に震源近傍のダムで観測された地震動記録をもとに、同地震によりダムサイトとなりうる岩盤に生じたと推定された最大の強さの地震動に対しても十分な耐震性を有していることが確認されている。しかしながら、その後の地震観測体制の整備等に伴い、これを上回る強さの地震動も観測されるようになってきている。

幸いながら、わが国のダムではこれまで下流域に人的・物的被害をもたらすような地震被害を被っていないが、このような事情を勘案すると、各ダム地点において、土木学会の提言において示されたようなレベル2地震動を具体的に設定し、そのような非常に強い地震動に対する当該ダムの安全性について合理的に照査を行う必要がある。（中略）

本指針は、以上のような点を踏まえ、レベル2地震動に対して確保すべきダムの耐震性能とその合理的な照査の方法を明らかにする必要性から策定するに至ったものである。なお、本指針は、現時点における知見に基づくものであり、今後、新たな知見が得られ、より合理的な照査手法等が開発された場合には、その採用を妨げるものではない。

1. 4 耐震性能の照査の基本

ダムの耐震性能の照査は、レベル2地震動に対し、所要の耐震性能が確保されていることを確認することを目的として行う。

【解説】

本節は、ダムの耐震性能の照査における基本的な考え方を示したものである。ダムの耐震性能の照査は、ダム地点ごとに個別にレベル2地震動を設定した上で、そのレベル2地震動に対し、ダム本体および関連構造物等において1. 5に示す所要の耐震性能が確保されていることを確認することを目的として行う。

そうです。ですから、その中で、ダムの基礎岩盤の速度応答スペクトルを設定するという考え方になります。

基礎地震動のことを言いたい。

はい。

基礎地震動は、固有周期、ゼロですね。

はい。

固有周期、ゼロの場合ですね、基礎地震動は。

基礎地震動というのは、要は岩盤のスペクトルです。

だから、基礎地震動よりも固有周期があるものについては分からないでしょう。

はい。

甲第73号証の1を示す

例えば、もう一回、2枚目を示します。これは、国交省が、一番右上の図、道路に架かる橋、もう、現在、これ、生きているやつなんです、レベル2地震で、2000ガルまで、固有周期で1秒ちょっと欠けるんですけども、ここまで対応しないと。これじゃないと、あなたは国交省の職員だから知っているでしょう、橋を造れないですよ。

はい。

だから、考えられる地震動として、例えば宮城・岩手内陸地震、こういう地震が発生した場合と、検討する必要があるのではないですか。

当然、最大影響を与える地震動についての検討は必要だと考えております。

甲第72号証を示す

これは、もう、秋田県が断面面まで想定して書いている地震動ですね。

はい。

もう具体的には示しません。

はい。

あなたも陳述書に書いています。

ええ。

連動したとき、8.1、マグニチュード。ただ、このマグニチュードが気象庁マグニチュードかモーメントマグニチュードかよく分からないんですけども、8.1と言っていますよね。

はい。

この地震が仮に起きたときに、予想される最大級の地震とすれば、当然、成瀬ダムはそれを検討しないといけません。

そうですね。

甲第77号証を示す

それから、あと、簡単に示しますが、これは何かというと、見たことありますか。留萌支庁南部地震。

はい。

これは原発関連で、原子力規制委員会が、この地震動については検討することと、わざわざ指定している地震なんですけれども、御存じですね。

はい。

直下型地震の発生可能性について検討しないと。

はい。

さあ、そこで分からないんですが、現在成瀬ダムは設計図はあるんですか。

あります。

照査して、もし、秋田県が言っている、連動で8.1、マグニチュードが来たら、どうする、こうすると、そのときの照査もしないで、耐えられるか、耐えられないか、現時点で分からないということでもいいですね。

少なくともレベル2地震動に対する照査については、これは飽くまで照査ですから、現状では分かりませんが、少なくとも、今までの大地

震、幾つも起きておりますが、過去の設計震度法ですね、その設計震度法によって造られた建設省所管のダムで、大きな被害が出ているというダムは一切ございません。

いや、それを聞いているんじゃない。

ですから、現状はそういうところですよということです。

だから、検討していないということですよね。

はい、これから検討します。

先ほど、あなた、お話をしたように、検討した結果、耐えられない、耐震性がないとなれば、進ってはいけなくて、あなたはおっしゃいましたね。

修正すればいいんです。

ごめんなさい。いいですよ。修正可能性があるかもしれないけれども。

はい。

甲第69号証を示す

4ページを再度示します。私が聞きたいのは、ダムの貯水機能が維持されず、生じた損傷が修復不可能な範囲になったらどうするんですかという質問だけど、造らないということですか。

それは、ならないような設計をするということです。

ということは、設計変更は十分にあり得るということですね。

ありますね。

そうすると、今、はっきりしたダムが、だから、レベル2地震に対応しないダムの設計図はあるけれども、それがレベル2地震に対応できるかどうか不明な時点で、なぜ果に負担金を要求するんですか。

これは、先ほどから申しておりますとおり、今までのダムで、今の設計指針に基づいて造ったダムで、甚大な被害を受けているダムはないんです。

甲第73号証の1を示す

2枚目、これを最後に示します。左側の、先ほど読んだ、上です。真ん中辺りから、「実際、過去の地震被害では、震度法によって耐震設計された土木構造物が、慣性力が原因で修復できないほど損傷した事例はほとんど見られませんでした。」。ゼロとは言っていないんだよね。

はい。

「しかし」と言って、兵庫県南部地震を受けたんだから、ちゃんと照査しなさいと言っているわけでしょう。

はい。

そしたら、過去に大きく壊れたものはないからいいんだというのは、それは造る理由に。

いや、ですから、照査をこれからするということですから。

照査した結果、駄目だったら、設計変更もあるし。

はい。

あるいは造らない場合も、場合によってはあり得るということですね。

それは、可能性としてはあるかもしれません。

原告ら及び参加原告ら代理人（沼田）

これからするとおっしゃいますけれども、先ほどの指針は平成17年にできていますよね。

はい。

もう既に9年近くたっている。

はい。

どうして、何で時間が掛かっているんですか。

ダムの堤体設計に関しては現在進行中ですからということです。

それはいつから始めたんですか。

それと、この3年間、ダムの堤体設計は一切作業をしておりませんでした。